

# インフルエンザ出席停止解除願い（全て保護者記入が記入して下さい）

与那原町立与那原小学校

年 組 児童氏名

1. 発症日 令和 年 月 日

2. 診断日 令和 年 月 日

3. 受診医療機関名

4. 診断名 インフルエンザ A 型 ・ インフルエンザ B 型 ・ その他（ ）

※該当する診断名に○を付けてください

5. 体温測定

			測定時間：体温				測定時間：体温			
/ ( )	0日目	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	1日目	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	2日目	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	<b>3日目</b>	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	<b>4日目</b>	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	<b>5日目</b>	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	6日目	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	7日目	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	
/ ( )	8日目	午前	時	分	: °C	午後	時	分	: °C	

平熱が続く

3日目から  
5日目まで

登校可能

（発熱期間が長く記録できない場合は、別の記録用紙を添付するなどしてください）

**※最短で 6 日目からの登校となります。（3日目から解熱（平熱）が続くことが条件です）**

上記のとおり、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※インフルエンザについては、  
学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項の規定により  
『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで』出席停止となります。

※インフルエンザが完治して登校時に、お子さんに持たせてください。  
（学級担任へ提出してください）

裏面もご覧ください（インフルエンザ出席停止期間早見表）

## 「インフルエンザ出席停止期間早見表」

😊 インフルエンザ 😊		発症日 0日目	発症した後5日					発症した後5日を経過した後		
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
事例① 	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 4日目	解熱後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校</b>		
事例② 	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校</b>		
事例③ 	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	解熱後 1日目	<b>登校</b>		
事例④ 	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校</b>	
事例⑤ 	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校</b>

平成24年4月1日付けで学校保健安全法施行規制が改正になり、インフルエンザの出席停止期間が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」変わりました。発症した日から数えると、最短でも6日間の出席停止が必要となります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されています。保護者のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※出席停止の期間中は、医師の指示を守り、家庭で安静に過ごしましょう。

※登校の際は、「出席停止解除願ひ」の提出をよろしくお願いいたします。